

第 1 号議案

令和7年度 事業報告

概 況

日本食品衛生協会は、公益事業として食品衛生の向上を目的とした食品衛生指導員事業、諸講習会事業、検査事業、出版事業、表彰事業等に加えて、都道府県市食品衛生協会及び地域食品衛生協会（以下「地方食協」）のこれらの事業の支援を行っています。また、収益事業としては、共済事業、不動産事業等を行っています。近年の人口減少、高齢化等により、地方食協における会員の減少、食品衛生指導員の担い手不足、財政事情の悪化、行政からの支援の見直し等により事業や組織の維持、継続が難しい状況となっています。

こうした地方食協の弱体化により、収益においては会費の増収が困難となる中で、地方食協が販売システムを担う出版事業の低迷、食品衛生指導員活動をはじめとした事業支援、共済事業経費などの支出が増大しています。

また、研究所事業において町田への移転以来の赤字が継続している中、出版事業、諸講習会事業等他の事業においても人件費、通信運搬費、減価償却費、印刷製本費、広告宣伝費、施設管理費などの経費増加に対応した収益が確保できていません。

近年は食品衛生責任者講習会事業への e ラーニング導入、食品営業賠償共済 Web システムの導入、検査料金値上げ、派遣労働者の削減等を進めたものの、毎年度の共済事業における還付金の減少、本部移転、新型コロナウイルス感染症への対応等もあり、収支の改善が停滞しています。

令和 7 年度は前述のように収益の減少、事業経費の増大等が顕著となり、正味財産期末残高がマイナス 248,072,379 円となりました。つきましては、令和 8 年度事業計画等に基づき 3 年度計画で諸経費の削減を含め大幅な収支の改善に取り組みます。

I 令和 7 年度 組織等に関する事業報告

1. 組織構成（令和 8 年 3 月末）

（1）役員数

会 長	1 名	—	理 事 長	1 名
副 会 長	1 名		副理事長	3 名
理 事	22 名		専務理事	1 名
			常務理事	2 名
監 事	3 名		理 事	15 名

（2）支部、支所数

59 支部 671 支所（前年度 680 支所）

※合併・統合により 5 支所、支部への一元化により 4 支所、合計 9 支所減少

(3) 会員数

正会員 59 団体

特別会員 220(企業・団体)、9 名(個人)

(4) 常勤役員・正規職員数の推移

区 分	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
本 部	34	38	36	36	38	40	39	39	40	40
男 女	13 18	14 16	12 18	13 18	14 20	18 22	18 21	20 19	20 20	19 21
研究所	35	34	30	30	28	28	29	27	25	24
男 女	20 19	22 18	23 15	21 15	21 14	15 13	14 15	11 16	11 14	9 15
合 計	69	72	66	66	66	68	68	66	65	64
	34 33	35 34	33 39	32 34	32 34	33 35	32 36	31 35	31 34	28 36

2. 会議等の開催について

(1) 総会・理事会

開催年月日	区 分	開催場所
令和7年 5月23日	令和7年度 第1回理事会〔決算〕	食品衛生センター
令和7年 6月20日	令和7年度 定時総会	食品衛生センター
令和7年 6月20日	令和7年度 第2回理事会〔臨時〕	食品衛生センター
令和7年 11月17日	令和7年度 第3回理事会〔臨時〕	決議の省略による開催
令和8年 3月27日	令和7年度 第4回理事会〔予算〕	食品衛生センター

(2) 各委員会の開催【法人会計】

〔第11回事業運営委員会〕

開 催 日 令和8年3月3日(火)

開催場所 食品衛生センター 6階講堂

協議内容 1) 食品衛生功労者等の表彰への推薦数の減少について

2) その他

〔第13回組織改革委員会〕

開 催 日 令和8年2月18日(水)

開催場所 食品衛生センター 6階講堂

協議内容 1) 食品衛生協会の合併再編、解散等に関するガイドライン(案)について

2) その他

〔第12回衛生管理推進委員会〕

開 催 日 令和8年2月10日(火)

開催場所 食品衛生センター 6階講堂

- 協議内容 1) 「食品衛生指導員制度運営規程」の改正について
 2) 食品衛生指導員活動について
 3) 「食の安心・安全・五つ星」の推進について
 4) 手洗いマイスター活動について
 5) その他

〔第 11 回普及啓発事業委員会〕

開催日 令和 8 年 2 月 25 日(水)

開催場所 食品衛生センター 6 階講堂

- 協議内容 1) AC ジャパン 2025 年度支援キャンペーンについて
 2) 食品衛生責任者養成講習会 e ラーニングにおける不正受講対策について
 3) 『食品衛生責任者ハンドブック』における第 5 章参考資料・衛生関係法規の掲載方法の見直しについて

〔第 11 回福利厚生委員会〕

開催日 令和 8 年 2 月 12 日(木)

開催場所 食品衛生センター 6 階講堂

- 協議内容 1) 食品営業賠償共済 Web 受付システムの今後の活用について
 2) 「食品営業賠償共済」制度改定について
 3) 「食品営業賠償共済」普及推進員制度について
 4) 新規保険制度の導入検討について

3. ブロック大会、ブロック連絡協議会について

(1) 令和 7 年度ブロック大会の開催について【公 1：自主衛生管理体制の推進】

ブロック名	開催支部	開催日	参加者(名)
北海道・東北ブロック	岩 手 県	令和 7 年 7 月 3 日(木)	約270
関東甲信越ブロック	新 潟 県	令和 7 年 7 月 10 日(木)	約140
東海北陸ブロック	三 重 県	令和 7 年 7 月 3 日(木)	約200
近畿ブロック	京 都 府	令和 7 年 7 月 2 日(水)	約150
中・四国ブロック	香 川 県	令和 7 年 7 月 17 日(木)	約320
九州ブロック	福 岡 市	令和 7 年 7 月 3 日(木)	約700

(2) 令和7年度ブロック連絡協議会について【法人会計】

ブロック名	協議会事務局	開催日
北海道・東北ブロック	福 島 県	令和 7年 7月 2日(水)
関東甲信越ブロック	新 潟 県	令和 7年 7月 10日(木)
東海北陸ブロック	三 重 県	令和 7年 7月 3日(木)
近畿ブロック	京 都 府	令和 7年 7月 2日(水)
中・四国ブロック	広 島 市	令和 7年 7月 17日(木)
九州ブロック	鹿児島県	令和 7年 7月 3日(木)

(3) 令和7年度ブロック連絡協議会部会長会議について【法人会計】

ブロック・会議名	協議会事務局	開催日
北海道・東北ブロック (事務局長会議、食品衛生指導員部会長会議、 共済部会長会議)	福 島 県	令和 7年 7月 2日(水)
関東甲信越ブロック (支部長会議) (専務理事・事務局長会議、 食品衛生指導員部会、共済部会)	新 潟 県	令和 7年 7月10日(木) 令和 8年 2月 5日(木)
東海北陸ブロック (支部長会議、食品衛生指導員部会長・事務局長 合同会議)	三 重 県	令和 7年 7月 4日(金)
近畿ブロック (事務局長会議) (食品衛生指導員部会長会議) (支部長会議)	京 都 府	令和 7年 4月10日(木) 令和 7年10月 9日(木) 令和 7年11月19日(水)
中・四国ブロック (協議機関)	広 島 市	令和7年 7月17日(木)
九州ブロック (事務局会議・指導員部会長会議・支部長会議)	鹿児島県	令和7年 7月 3日(木)

4. 支部との連携について

(1) 支部総会・大会への出席、講師派遣、公益法人会計支援等【公 1：自主衛生管理体制の推進】【法人会計】

支部で開催される総会や食品衛生大会、各種研修会への講師派遣等について、令和7年度についても積極的に行いました。

(2) ブロック大会、ブロック連絡協議会等の支援【法人会計】

ブロック大会において、近年の物価上昇の背景から、令和5年度より運営経費を各ブ

ロック倍額とし、支部数により最高額 150 万円、最低額 100 万円（開催支部は 20 万円、参集支部は 10 万円）として交付しました。なお、日食協と各支部間の連携を密にし、諸事業の推進強化に関する協議のため、各ブロック連絡協議会に出席するとともに、会議費用等の一部を補助金として 300 万円（各ブロック 50 万円）交付しました。

また、部会長会議については、会議費補助金として申請に基づき、計 160 万円を支出しました。

（３）支部長会議及び支部長懇談会【法人会計】

食協事業の適切な運営及び各事業の進捗状況、次年度の事業について確認する「支部長会議」を令和 7 年 10 月 15 日と令和 8 年 3 月 27 日に開催し、各支部長間での情報交換を目的とした「支部長懇談会」を令和 7 年 10 月 15 日に開催しました。

（４）災害に伴う日食協の支援策について【法人会計】

令和 7 年度は、災害に伴う義援金等の支援策を実施しませんでした。

（５）「食品衛生協会の合併再編、解散等に関するガイドライン」の作成について【法人会計】

近年、会員数の減少、役職員及び食品衛生指導員の担い手不足、財政事情の悪化、行政組織の変更等により、各地域食品衛生協会において組織及び事業の維持・継続が困難となるケースが増加しています。このような状況を踏まえ、地域食品衛生協会活動を継続し、持続的な社会貢献及び会員の権利の保護等を図る観点から、地域食品衛生協会の合併・再編または解散等の手続きの参考とするため、組織改革委員会においてガイドラインが作成され、令和 8 年 3 月 10 日付で全国の食品衛生協会に発出しました。

5. 特別会員との連携について

（１）食品衛生知識向上のための講習会への優待

食品衛生にかかわる最新の情報の提供及び知識の習得と、食品衛生について正しく認識し理解を深めることを目的に、食品等事業者や消費者を対象とした講習会を開催しました。

1) 第 50 回食品衛生懇話会【公 2：食品衛生知識向上のための普及啓発】

①名 称 「食品安全行政の現状と最近の諸問題について」

②日 時 令和 7 年 8 月 1 日（金）

③場 所 浅草ビューホテル 3 階祥雲

④参加者 127 名

2) 日本食品衛生協会特別講演会【公2：食品衛生知識向上のための普及啓発】

- ①名 称 「食と消費者行政の課題と展望」
- ②日 時 令和7年11月21日(水)
- ③場 所 食品衛生センター 6階講堂
- ④参加者 51名

3) 食品衛生特別講演会【法人会計】

- ①名 称 「食の安全をめぐる最近の課題」
- ②日 時 令和8年3月6日(金)
- ③場 所 食品衛生センター 6階講堂
- ④参加者 67名

(2) 食品衛生関係情報の発送【法人会計】

食品安全にかかわる行政庁からの通知や提供された食品衛生情報のほか、月刊誌2誌(「食と健康」、「食品衛生研究」)、日食協で実施した各事業の告知・報告等を取りまとめた「日食協ニュース」を、適宜送付、毎月発行ごとに贈呈しました(別紙-1、P.37~39)。

(3) 諸刊行物等の割引【法人会計】

特別会員(企業・団体会員)の特典として、諸刊行物等の割引販売制度を設けており、令和7年度も10~20%の割引を実施しました。

(4) 検査手数料の割引【法人会計】

特別会員(企業・団体会員)の特典として、検査手数料の割引制度を設けており、令和7年度も一部の検査項目を除いて10%の割引を実施しました。

6. 新春賀詞交歓会について【法人会計】

支部関係者、特別会員、食品関係団体の方々の交流と情報交換の場として、新春賀詞交歓会を開催しました。

(新春賀詞交歓会)

日時・場所 令和8年1月21日(水)午後4時より 浅草ビューホテル

出席者 支部関係者、特別会員、食品関係団体他 約300名

7. 叙勲、褒章等【法人会計】

支部より連絡があった叙勲内申者の受章促進を、厚生労働省を通じて進めた結果、令和7年度は、春1名、秋4名の食協関係者が受章しました。

なお、受章者を対象とした天皇皇后両陛下お催しの令和7年度の春の「園遊会」(令和7

年 4 月 22 日開催) には長野県・小池義一支部長が招待され、秋の「園遊会」(令和 7 年 10 月 28 日開催) には佐賀県・古川宗夫支部長が招待されました。

(令和 7 年春の叙勲) 食品衛生功労関係

支部名	役 職	氏 名	種 別
愛 知 県	副 支 部 長	宮澤 清人	旭日双光章

(令和 7 年秋の叙勲) 食品衛生功労関係

支部名	役 職	氏 名	種 別
宮 崎 県	支 部 長	黒木 廣伸	旭日小綬章
青 森 県	元副支部長	大竹 正美	旭日双光章
東 京 都	副 支 部 長	田中 信人	旭日双光章
秋 田 県	元副支部長	塚本 民雄	旭日双光章

8. 食品衛生推進員制度の状況【法人会計】

食品衛生推進員は食品衛生法第 67 条に基づき、一部の都府県市等で委嘱が行われており、制度内容は食品衛生指導員の活動と共通している部分も多く見受けられ、活動に期待が寄せられていることから、各支部の協力により実施状況を取りまとめました(別紙-2、P. 40)。

9. 消費者との連携について【法人会計】

一般社団法人消費者市民社会をつくる会(ASCON)の活動に協賛し、食品衛生に関する正しい情報の普及を目的に事業に参画、協力を行いました。

また、消費者への支援活動として、消費者の被害を防止・救済するために、ボランティアで活動している団体(適格消費者団体・特定適格消費者団体など)を支援している特定非営利活動法人消費者スマイル基金の活動に参画し、協力しました。

10. 副会長の退任について

副会長については、令和 7 年度第 1 回理事会において、定款第 30 条第 5 項に基づき 2 年間(原則)の任期とし香田隆之氏(現:味の素(株)執行役専務)を選任しましたが、同氏が令和 8 年 3 月 31 日をもって同社の現職を退任することから、副会長についても退任となりました。

Ⅱ 令和 7 年度 公益目的事業報告

1. 自主衛生管理体制の推進について

食品等事業者の自主的な衛生管理を推進し、公衆衛生の向上及び国民の健康増進に寄与するため、次の事業を実施しました。

(1) 食品衛生指導員活動について【公 1：自主衛生管理体制の推進】

食品等事業者の自主的な衛生管理を推進するため、日食協では食品衛生指導員活動特別補助金（総額 3,416 万円）を各支部へ交付し、次の事業を実施しました。

また、食品衛生指導員研修会への講師派遣や巡回指導等、食品衛生指導員活動へ指導協力について、全国食品衛生主管課長連絡協議会宛に協力依頼文書（令和 7 年 6 月 2 日付食協発第 57 号）を発出し、同協議会から各自治体に通知されました。

1) 食品衛生指導員養成研修事業

令和 7 年度の食品衛生指導員養成講習会は 141 回開催し、新規委嘱者数は 1,603 名、委嘱者総数は 37,097 名（令和 8 年 3 月末現在、対前年 1,382 名減）となりました（別紙－3、P.41）。

2) 食品衛生指導相談事業

①巡回指導の実施

重点指導目標を中心とした食品衛生指導員巡回指導の実施をお願いし、1 名あたりの巡回指導平均施設数は 24 施設、巡回指導率は 33%となりました（別紙－3、P.41）。

〔令和 7 年度重点指導目標〕

○HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り

～五つ星で見える化！衛生管理をアピールしよう～

重点指導目標に合わせ巡回指導資料及び「食品衛生指導票（「食の安心・安全・五つ星」事業確認票）」を作成し配付しました。

②巡回指導に係る強化月間の設定及び計画的実施

③新規営業施設現地指導

3) 食品衛生指導員手帳等の作成及び交付について

新たに委嘱された食品衛生指導員に対し、食品衛生指導員手帳を交付しました。

また、食品衛生指導員証（顔写真付きカード型身分証）についても、支部からの申請に基づき適宜発行しました。

4) 食品衛生指導員制度運営規程の改正

近年の指導員の高齢化、後継者の不足による委嘱者数の減少、活動の低調化などを踏まえ、人材の確保を図るため、委嘱要件の拡大、養成講習会の科目と時間数の見直し、

一部の科目のオンライン講習を可能とする等、運営規程を改正し、令和 8 年 4 月 1 日から実施することとしました。

(2) 「食の安心・安全・五つ星」事業について【公 1：自主衛生管理体制の推進】

本事業は、食品等事業者の自主衛生管理の推進及び消費者への適正な情報提供と、食協組織の強化や食品衛生指導員活動の活性化を目的として実施し、令和 6 年度より改めて主要事業と位置づけ、全国的な普及の推進を図っています。実施申請支部（支所）に対し開始から 3 年間の推進費を助成することとし、令和 7 年度は 637,200 円（8 支部 18 支所）（別紙－4、P.42）を交付しました。

また、令和 7 年 4 月にホームページをリニューアルし、本事業に参加した会員が HACCP の考え方を取り入れた衛生管理の実施店であることと同時にお店のアピールも掲載できるほか、利便性向上のための情報分類、検索機能の充実、スマートフォンでの利用等、機能強化を図りました。

これまでに 48 支部 332 支所（令和 8 年 3 月末現在）より事業実施の申請があり、全国で 6,230 施設（うち HACCP 型 5,220 施設）（別紙－5、P.43）が参加され、日食協ホームページやインスタグラム（ID：itsutsuboshi5）で紹介しました。

なお、従来型プレートの掲示が令和 7 年度をもって終了することから、HACCP 型への移行促進のため以下の方策を実施しました。

1) HACCP 型参加者の登録料・更新料の改定

HACCP 型参加者の登録料（初回時）を 3,000 円から 1,500 円に、更新料（2 年度目以降）を 2,000 円から 1,000 円に改定しました。

2) 頒布資材の価格改定

HACCP 型プレート、記録簿等の資材価格を見直し改定しました。

3) HACCP 型移行促進費の助成

従来型から HACCP 型への移行促進のため、令和 6 年度より 2 年間の継続事業として HACCP 型移行促進費を助成し、令和 7 年度は、489,000 円（14 支部、489 施設）（別紙－4、P.42）を交付しました。

4) その他

- ①推進用品（「食の安心・安全・五つ星」を名入れしたボールペン）を本事業実施支所に配布しました。
- ②日食協で作成した広報用動画を e ラーニング食品衛生責任者養成講習会等で活用できるよう案内し、e ラーニング食品衛生責任者養成講習会では 32 支部、実務講習会では 14 支部が使用しました。

(3) 手洗いマイスターについて【公1：自主衛生管理体制の推進】

食品取扱者に手洗いの重要性と意義及び根拠に基づく手洗い手技、手洗い環境整備の必要性について、食品衛生指導員活動を通じて普及啓発することで食中毒の未然防止を図ることを目的とし、所定のカリキュラムを修了した者に対し「手洗いマイスター」の称号を付与しています。

令和7年度は、公益社団法人 AC ジャパンの支援キャンペーンを通じた広報活動により、手洗いマイスターへの期待が高まり、ますますの活性化を目指し、多くの支部で手洗いマイスターの認定者数の増強に取り組みました(28支部 997名、別紙-6、P.44)。

1) スローガンの設定

「営業者も消費者も 食中毒・感染症対策は まず手洗い」

2) 「手洗いマイスター認定講習会実施規程」の改定

認定講習会の受講資格を拡大し、食品衛生指導員以外から全国 115 名(令和8年3月末現在、別紙-6、P.44)が手洗いマイスターに認定されました。

3) 手洗いマイスター活動支援助成制度

手洗いマイスターを講師等とする食品関係事業者等向けの手洗い講習会に係る経費について、15万円を年間限度額(支部単位)として助成しました(28支部・総額 3,034,259円、令和8年3月末現在、別紙-6、P.44)。

4) 各種ステッカーの頒布(令和8年3月末現在)

①手洗い宣言(手洗いマイスターによる講習修了者用、100円(税込)/1枚) 136枚

②手洗いマイスターのいる店(手洗いマイスター用、無償) 997枚

5) 農林水産省との協働

農林水産省消費・安全局食品安全政策課が実施する kids プロジェクトと相互に協力しました。

(4) 食品衛生指導員全国研修会について【公1：自主衛生管理体制の推進】

本年度で13回目を迎えた本研修会は、厚生労働省から「厚生労働省における最新の食品衛生の取組み」について講演いただいたほか、巡回指導の取組みや、食品衛生指導員制度の統計に基づく実態と課題について講義し、参加者はグループ演習、グループ討議を通じ理解を深めるとともに、活動の今後のあり方について意見交換を行いました。

開催日	開催地	参加支部	参加者数
8月19日（火）、20日（水）	東京*1	26支部	45名
8月26日（火）、27日（水）	大阪*2	24支部	44名

*1：東京都台東区・食品衛生センター

*2：ホテルマイステイズ新大阪コンファレンスセンター

（５）指導員活動中の事故に対する見舞金給付【公１：自主衛生管理体制の推進】

令和７年度につきましても、日食協と三井住友海上火災保険(株)との業務災害補償保険契約締結により、食品衛生指導員等が活動中に被った災害事故（交通災害、天災を含む）による死亡、後遺障害、入院、手術、通院に対し見舞金の給付を実施しました（２件、85,470円）。

（６）食品衛生指導員活動に係る出版物の発刊と普及【公１：自主衛生管理体制の推進】

１）「食品衛生指導員ハンドブック新訂第１版」

「食品衛生指導員制度運営規程」に基づく食品衛生指導員養成講習会のテキストとして令和６～７年度は新訂第１版を使用しました（別紙－７、P.45）。

２）月刊「食と健康」

①目標部数と令和７年度実績

本誌は、広く国民の食の安全を守るために自主衛生管理を推進する食品衛生指導員の食品衛生に関する知識向上、国民の健康に寄与することを目的に、引き続き掲載内容の充実化を図りました（別紙－８、P.46）。

令和７年度の支部・支所月間目標部数は、令和５年度の食品衛生指導員委嘱者数をもとに全国39,642部とし、令和７年度実績は4,866部（月平均）（全体6,070部）で目標に対する購読率は12.3%となり、100%を超えていた支部は、神戸市支部の１支部でした（別紙－９、P.47）。

②月刊「食と健康」定期購読推進交付金の交付

定期購読部数の増強を図ることを目的に、月刊「食と健康」の定期購読に関わる推進交付金を交付することとしています。令和７年度の交付金は集計結果に基づき、令和８年６月末日を目途に交付予定としました（別紙－９、P.47）。

③その他

月刊「食と健康」については、定期購読のほか、各種講習会の副教材としての活用や、定期購読推進を目的に講習会や許可更新窓口における見本誌の配布等バックナンバーも含めて、引き続き、広く活用されました（別紙－１０、P.48）。

(7) 顕彰活動及び体験発表【公1：自主衛生管理体制の推進】

1) 食品衛生全国大会の開催

食品衛生全国大会の一環として、厚生労働大臣及び日食協会長より食品衛生功労者、食品衛生優良施設等の顕彰を厚生労働省との共催で下記の日程で行いました。

- ①名 称 令和7年度食品衛生全国大会
- ②期 間 自 令和7年10月15日(水) } 2日間
至 令和7年10月16日(木)

③主要行事

ア 全国支部長会議

令和7年10月15日(水)午前11時00分～12時00分 食品衛生センター6階講堂

イ 第64回食品衛生指導員全国大会

日時：令和7年10月15日(水) 午後1時30分～4時30分

会場：台東区立浅草公会堂（東京都台東区浅草1丁目38番6号）

第1部 食品衛生指導員体験発表 6ブロック11名

第2部 食品衛生指導員理事長表彰

食品衛生指導員理事長表彰 261名

食品衛生指導員活動優秀支部・支所表彰 6か所

令和7年度の「食品衛生指導員活動優秀支部・支所表彰」は、以下のとおり支部・支所が表彰され、副賞としてそれぞれ金10万円を贈呈しました。

【食品衛生指導員活動優秀支部・支所表彰一覧】

支部・支所名	タイトル
石川県加賀支所	食中毒予防講座～アニサキスを探してみよう～
愛知県岡崎支所	食中毒予防講座「園児向けの手洗い教室」開始
和歌山県和歌山市支所	和歌山市おもてなし弁当(和歌山商工会議所主催)で 「食の安心・安全・五つ星」事業に+1の付加価値を！
徳島県支部	食品衛生の基本は手洗い！手洗いに始まり手洗いで終わる～正しい手洗い方法を知ってもらおう～
高知県高知支所	～サイキンダーからの挑戦状～ 「てあらウィー！」で食中毒予防大作戦！
佐賀県杵藤支所	衛生的な手洗いでノロウイルス対策はバッチリ！

ウ 食品衛生功労者、食品衛生優良施設表彰式及び観劇会

令和7年10月16日(木)午前10時～午後4時30分 明治座

a. 厚生労働大臣表彰

食品衛生功労者	160名
食品衛生優良施設	88施設

b. 日食協会会長表彰

食品衛生功労者	315名
食品衛生優良施設	178施設

c. 日食協会会長感謝状

食品衛生行政担当者	181名
合 計	922名(施設)

2) ブロック大会での顕彰

日食協と各ブロック連絡協議会及びに開催担当支部との共催によりブロック大会を開催し、各大会会場において厚生労働省健康・生活衛生局長表彰が執り行われ、91名の食協関係者が表彰されました。

3) その他の顕彰

①退任支部・支所役職員への日本食品衛生協会会長感謝状の贈呈等

支部、支所の役職員で多年にわたり協会の発展と事業の推進に功績のあった方々の退任等に際し、支部長からの推薦に基づき役職員60名に対して日食協会会長より感謝状を贈呈しました。

②退任食品衛生指導員への日本食品衛生協会会長感謝状の贈呈等

多年にわたり、会員等の施設への衛生指導及び消費者への食品衛生普及等に貢献された食品衛生指導員の退任に際し、支部長からの推薦に基づき日食協会会長より266名の方に対して感謝状を贈呈しました。

③支部創立記念における感謝状の贈呈

支部において、5年または10年の節目にあたる創立記念行事に際し、永年、食品衛生の向上及び食品衛生協会の発展に貢献された方々に対し、日食協会会長より感謝状を贈呈していますが、令和7年度は該当がありませんでした。

2. 食品衛生知識向上のための普及啓発事業

食品衛生に関する知識向上を図るための普及啓発事業を通して、公衆衛生の向上及び国民の健康増進に寄与するため、次の事業を実施しました。

(1) 指導・助言事業【公2：食品衛生知識向上のための普及啓発】

1) 食品施設の指導助言、監査等

食品衛生知識向上のための普及啓発を目的とし、食品製造施設等に専門家を派遣し、衛生管理の指導及び助言等を実施しました（2施設）。

2) 講師等の派遣

支部、自治体、企業等で開催される講習会等に対し講師の派遣を8回行いました。

3) 食の安全相談ダイヤル（WEB・電話相談受付）の実施

消費者、企業等からの食品衛生に関するご質問にお答えしました（延べ143件）。

(2) 啓発事業【公2：食品衛生知識向上のための普及啓発】

1) ノロウイルス食中毒予防強化期間について

平成25年度より開始した「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業は、実施期間を11月から2月までの4か月間として、全国の食品衛生協会と連携を図りながら、実施要領に基づいた各事業を実施しました。

本事業は、都道府県・市食品衛生協会と共催、厚生労働省、文部科学省、農林水産省、消費者庁、全国保健所長会、全国食品衛生主管課長連絡協議会、主婦連合会、一般社団法人全国消費者団体連絡会、全国女性団体連絡協議会からの後援、39企業・団体が協賛し、以下の通り実施しました。

【協賛団体・企業一覧（五十音順）】

一般社団法人関東学校給食サービス協会、一般社団法人食品衛生登録検査機関協会、全国製麺協同組合連合会、全国めん類衛生技術センター、日本食品衛生共済協同組合、一般社団法人日本惣菜協会、一般社団法人日本冷凍めん協会、イカリ消毒株式会社、株式会社エブリー、株式会社王将フードサービス、株式会社オーヤラックス、尾崎理化株式会社、株式会社くるまやラーメン、株式会社光邦、三栄源エフ・エフ・アイ株式会社、サントリーホールディングス株式会社、株式会社シー・アイ・シー、ジブラルタ生命保険株式会社、株式会社セハー・ジャパン、大日本法令印刷株式会社、株式会社太平社、大和綜合印刷株式会社、株式会社竹永メール梱包、株式会社テイクアンドグヴ・ニーズ、東京サラヤ株式会社、株式会社東邦微生物病研究所、野村證券株式会社、株式会社フードセーフティ企画、富士産業株式会社、三井住友信託銀行株式会社、ミドリ安全株式会社、株式会社明治、森永乳業株式会社、雪印メグミルク株式会社、よつ葉乳業株式会社

【本部事業】

以下の媒体を通し、報道機関、事業者、消費者等へノロウイルスに関する情報提供を行いました。

- ①ホームページへの掲載
- ②メールマガジン配信
- ③報道機関へのプレスリリース
- ④月刊誌に掲載

- ⑤書籍・ポスター・リーフレットの作成、頒布

- ・「ノロウイルス食中毒予防強化期間」ポスターを 87,000 部作成、頒布（別紙－11、P. 49）
- ・リーフレット「冬は特にご注意！ノロウイルスによる食中毒」を 140,000 部作成、販売
- ・DVD「ノロウイルス食中毒・感染症を防ごう！」を 300 部作成、販売
- ・「改訂新版 お客様 従業員 家族をノロウイルス食中毒・感染症からまもる！！－その知識と対策－ 第2版」を 1,293 部販売

- ⑥「ノロウイルス食中毒予防強化期間」事業助成制度仕様書により、支部管内において 25 万円を限度として本事業に係る助成（54 支部、11,961,534 円（別紙－12、P. 50）（前年度：53 支部、11,326,543 円））を行いました。

【支部事業】

各支部においては、地域の実情に応じて食品衛生関係行政機関に協力及び食品衛生指導員との連携により、令和 7 年度は、54 支部 415 会場で 69,951 名（前年度：53 支部、397 会場、90,518 名）の食品等事業者や消費者に対し、ノロウイルス食中毒予防対策のための以下の活動が実施されました。新聞、広報紙（誌）に広く取り上げられ、ノロウイルス食中毒の予防とともに消費者への食協活動の認知の向上に貢献しました。

- ①消費者及び食品等事業者に対する講習会（懇話会、意見交換会、手洗い教室含む）等の開催

- ②ノロウイルス食中毒予防啓発に関するポスター、リーフレット等の配布

- ③その他ノロウイルス食中毒予防強化に関する事業

2) 食品衛生知識向上のための講習会の開催及び共催

食品衛生にかかわる最新の情報の提供及び知識の習得と、食品衛生について正しく認識し理解を深めることを目的に、食品等事業者や消費者を対象とした各種講習会を開催しました。

3) 展示会における普及啓発

食品等事業者、消費者等を対象に、食にかかわる情報を総合的に発信する各展示会に

において、食品衛生関連図書の特別販売を行いました。

①2025 麺産業展

開催日：令和 7 年 9 月 17 日（水）～18 日（木）

会 場：東京都立産業貿易センター

主 催：東京都麺類協同組合

後 援：農林水産省、東京都、公益社団法人日本食品衛生協会 他

②フードセーフティジャパン・フードファクトリー2025

開催日：令和 7 年 10 月 15 日（水）～17 日（金）

会 場：東京ビッグサイト東ホール

主 催：一般財団法人食品産業センター・公益社団法人日本食品衛生協会

後 援：厚生労働省、経済産業省

4) 食品衛生月間での普及啓発

食品等事業者や消費者に対する食品衛生思想の普及・啓発等を目的として毎年 8 月に実施される厚生労働省、都道府県・保健所設置市・特別区が主催する食品衛生月間に協賛し、日食協では、月刊「食と健康」、「日食協ニュース」、ホームページ等の媒体を活用し広く広報活動を行いました。また、食品衛生月間ポスター、推進グッズを作成し、支部・支所、食品関連団体及び食品企業等にご活用いただきました。

①令和 7 年度月間ポスター B3 判 21,530 枚(前年 22,359 枚)

キャッチコピー：食中毒予防の 3 原則「つけない・増やさない・やっつける」食中毒予防の基本まず手洗いからはじめよう！

②月間推進グッズ下敷き特別価格 17,439 枚

5) 普及啓発事業に係る出版物の発刊と普及

令和 7 年度はDVD「ノロウイルス食中毒・感染症を防ごう！」を新たに制作したほか、各種講習会テキスト等を改訂・増刷、「2026 年版 食品衛生手帳」、各種リーフレット・ポスター等を発刊しました(別紙-13、P.51)。

(3) 情報提供事業【公 2：食品衛生知識向上のための普及啓発】

1) ホームページの充実

日食協ホームページについては、食品等事業者や消費者及び食品衛生指導員に対し常に最新の食品衛生情報を提供するよう取り組みました。令和 7 年度は、日食協ホームページ内で公開している子ども向けコンテンツ「食品衛生タウン」内に『手洗い道場』を開設し、子ども向けの正しい手洗いに関する知識の普及と手洗いの重要性の周知を図りました。



2) メールマガジンの配信

食品等事業者及び消費者の方に食品衛生に関する情報をタイムリーに届ける媒体としてメールマガジンを配信しています。現在、食品衛生指導員をはじめ、会員、一般消費者等約 2 万件が登録しています。行政機関からの通知、各種講演会のご案内等の情報 (No. 379～No. 423) を提供しました (別紙-14、P. 52～54)。

3. 飲食等に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止する事業

食中毒等食品事故の発生を防止する事業を通して、公衆衛生の向上及び国民の健康増進に寄与するため、次の事業を実施しました。

(1) 人材育成事業【公 3：飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止する事業】

1) 令和 7 年食品衛生管理者の資格取得講習会

複合形式 (e ラーニングと集合研修) により実施し、食肉製品製造業 89 名、添加物製造業 134 名が修了しました。

①食肉製品製造業 (修了者数：89 名)

e ラーニングによる実施：令和 7 年 2 月 13 日 (木) ～6 月 12 日 (木)

集合形式による実施：令和 7 年 7 月 1 日 (火) ～7 月 11 日 (金) または

7 月 8 日 (火) ～7 月 18 日 (金) (会場：食品衛生研究所)

②添加物製造業 (修了者数：134 名)

e ラーニングによる実施：令和 7 年 3 月 12 日 (水) ～7 月 11 日 (金)

集合形式による実施：令和 7 年 8 月 21 日 (木) ～8 月 29 日 (金)

(会場：昭和医科大学)

2) 令和 7 年度食鳥処理衛生管理者の資格取得講習会

複合型 (e ラーニングとライブ配信) 及び集合型により実施し、178 名が修了しました。

①複合型 (修了者数：169 名)

e ラーニングによる実施：令和 7 年 12 月 1 日 (月) ～令和 8 年 1 月 9 日 (金)

ライブ配信による実施：令和 8 年 1 月 27 日 (火) ～29 日 (木) のいずれか 2 時間

②集合型 (修了者数：9 名)

日程：令和 8 年 1 月 20 日 (火) ～23 日 (金) の 4 日間

会場：食品衛生センター

3) HACCP 人材育成に関する研修会等の実施

①輸出促進に関わる自治体職員向け HACCP 研修事業（農林水産省補助事業）

政府が掲げる農林水産物・食品の輸出拡大のため、自治体の実務担当者が、HACCP に沿った衛生管理について適切に指導・助言を行うことができるように e ラーニングとライブ配信により、研修会を開催しました（計 5 回、計 193 名修了）。

研 修（回数）	修了者数
(1) HACCP 導入に関する研修 (3)	106
(2) HACCP 指導者養成研修 (2)	87

②輸出先国規制対策支援事業（農林水産省補助事業）

政府が掲げる農林水産物・食品の輸出拡大のため、食品製造・流通業者等に対して、HACCP の導入に必要な一般的な衛生管理や HACCP プラン作成のための研修を e ラーニングとライブ配信研修により実施しました（計 2 回実施、計 59 名修了）。

研 修（回数）	修了者数
(1) HACCP 導入に関する研修 (2)	59

③日食協 HACCP 人材育成事業（研修会の開催）

コーデックスの HACCP の 7 原則による HACCP に基づく衛生管理のほか、一般飲食店や小規模な製造事業者向けの HACCP の考え方を取り入れた衛生管理について、円滑に導入できる人材を育成することを目的として、e ラーニング及び集合研修またはライブ配信により実施しました（計 5 回実施、計 363 名修了）。

研 修（回数）	参加者数
(1) 基礎研修 (2)	269
(2) HACCP 導入に関する研修／HACCP3 日間研修 (2)	58
(3) HACCP 指導者養成研修 (1)	36

④日食協 e ラーニング講座

日食協 e ラーニングについて、18 講座（有料 13 講座）を提供しました。ホームページやメールマガジンなどで案内し、企業、業界団体、自治体などから延べ 1,024 名が受講しました。

講座名	受講者数
微生物の基礎	110
細菌の増殖について	120
一般衛生管理Ⅰ	131
一般衛生管理Ⅱ	127
アレルギー管理	88
簡易検査	30
ヒスタミン	46
食中毒微生物の加熱殺菌制御の基礎	96
食品原材料の微生物ハザード その1 牛肉・豚肉	42
食品原材料の微生物ハザード その2 乳・鶏肉・鶏卵	46
食品原材料の微生物ハザード その3 魚介類・作物	43
食品添加物	46
異物等の物理的ハザード	99
総 計	1,024

4) 実習研修事業の実施

食品衛生研究所（東京都町田市）において、食品の検査や品質管理に従事する方々を対象とした実習研修事業を実施しました。本事業は、専門的な知識と技術の向上を支援し、実務に活かせる実践的な研修を提供しています。これにより、受講者の技能向上を促進するとともに、食品の安全性と品質管理のさらなる向上に寄与することを目的としています。

令和7年度は、10回開催し、延べ210名が参加しました。

開催日	講習会名	参加者数
5月16日	食品微生物検査実習（入門編1日間）	20
5月30日	理化学試験の基礎実技研修	24
6月19、20日	食品微生物検査実習（初級2日間）	9
7月24日	食品製造現場における軟生異物混入防止対策（1期）	25
9月12日	食物アレルギー検査実習（基礎1日間）	22
10月2、3日	自治体職員向け実習 細菌検査の基礎	40
10月23、24日	食品汚染カビ検査実習（基礎2日間）	12
10月30、31日	食品微生物検査実習（初級2日間）	16
11月20、21日	食品微生物検査実習（中級2日間）	15
2月19日	食品製造現場における軟生異物混入防止対策（2期）	27

5) HACCP 普及指導員制度の実施

①登録更新状況

令和7年度は25名の新規登録があり、計337名の登録をいただいています。

②研修会の開催について

HACCP 普及指導員を含む HACCP 指導者養成研修修了者を対象に、食品衛生に関する最新の情報を提供するフォローアップ研修会を開催しました。

Web開催日	受講者数
令和7年 6月 23日 (月)	164
令和7年10月 8日 (水)	187
合 計	351

6) 講習会に関連するその他事業

①食品衛生責任者養成講習会について

養成講習会用テキストとして令和 6～7 年度は「新訂 食品衛生責任者ハンドブック 第 3 版」を使用しました(別紙ー7、P. 45)。

令和 3 年 4 月より導入している e ラーニングシステムによる令和 7 年度の受講者数は全国で 67,514 名、普及奨励金は 314,665,000 円でした(別紙ー15、P. 55)。

②食品衛生責任者実務(再)講習会について

集合型講習会向けに令和 6～7 年度は「食品衛生責任者スキルアップ〈実務(再)講習会テキスト〉第 3 版」を使用しました(別紙ー7、P. 45)。

実務講習会の e ラーニングシステムは令和 7 年度 15 支部(令和 6 年度 10 支部)にご利用いただき、日食協 e ラーニングシステムにおいては、日食協制作の動画コンテンツ(総合講座・単科講座)のほか、各支部の独自制作したコンテンツを掲載することも可能とし、地域のニーズにも対応しました。

7) 食品衛生に関する国際協力

令和 7 年度は実施しませんでした。

(2) 食品検査・調査・研究事業【公 3：飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止する事業】

1) 食品衛生法改正事項実態把握等事業(厚生労働省委託事業)

改正法施行 5 年後見直しに向けた課題の整理を行い、円滑な制度運用及びさらなる衛生管理の向上を図ることを目的とし、食品等事業者の HACCP の定着の状況や課題を明らかにするとともに、小規模零細事業者の HACCP の普及、レベルアップを促進するため、以下の事業を実施しました。

①飲食業、製造業、販売業に対する HACCP 導入状況等の調査、検証

②小規模零細事業者の HACCP 普及、レベルアップ促進

ア 講習会ツールの開発(カンピロバクター食中毒啓発リーフレットの配布、活用)

イ HACCP フォローアップツールの活用（HACCP リーフレット、ショート動画）

ウ HACCP 普及のための記録支援（小規模な飲食店事業者向けアプリの開発）

③モデル事業におけるフォローアップ効果の検証

小規模零細事業者の HACCP の普及、定着、レベルアップを目的とし、実施を希望する支部や業種別団体にて、研修会、HACCP のフォローアップ等を実施し、その効果について検証しました。

【参加支部：仙台市、さいたま市、長野県、茨城県、滋賀県、和歌山県、広島県、愛媛県、北九州市（全 9 支部）】

【業種別団体：日本惣菜協会】

2) カシューナッツのアレルギー表示の義務化に向けた検証及び検査法の開発業務（消費者庁委託事業）

消費者庁委託事業により、カシューナッツのアレルギー表示の義務化に向けて前提となる検査法の開発と検証、事業者向けの各種調査等を行いました。なお、消費者庁より令和 8 年 4 月 1 日付けで、食品表示基準が改正され、カシューナッツがアレルギー表示の義務対象品目（特定原材料）になるとともに、本事業で開発した検査法が通知されました。

3) 食品等の安全性確保のための検査の実施

登録検査機関として、輸入食品等の製品検査・輸入自主検査をはじめとして、食品衛生法の規格基準に基づく添加物、容器・包装等の検査及び業界自主基準に基づく検査、食品表示基準に基づく栄養成分検査、薬機法に基づく各種検査を実施しました。

①試験検査について

令和 7 年度の試験検査の受託状況は、総受付件数で 8,203 件となりました。

ア 一般試験等

食品製造事業者及び食品関係団体等から、令和 7 年度は 5,519 件を受託しました。海外向け栄養成分分析の受託対象国として「タイ」と「ベトナム」を新たに追加し、これまでの 13 営業日から 11 営業日に納期を短縮しました。

イ 輸入食品検査等

食品衛生法登録検査機関として、同法第 26 条第 3 項に定められた製品検査については 65 件、輸入自主検査は 256 件の受託となりました。

ウ 薬機法関連検査等

薬機法、化粧品原料関連の依頼については 1,475 件を受託しました。

エ その他

上記の他、健康食品関係の試験 243 件、業界自主検査 547 件、薬局等利用設備契約 98 件を受託しました。

②品質保証について

食品衛生研究所の試験・検査事業における品質保証の拡充のため以下を実施しました。

ア 試験業務における「品質マニュアル」及び関連する細則類を見直し、より実効性のあるマネジメントシステムへの改訂を行いました。

イ 以下の技能試験プログラムへ参加し、試験所としての技術能力の確認を行いました。(延べ 28 項目)

- ・(一財) 食品薬品安全センター主催の食品衛生外部精度管理調査 (20 項目)

- ・Fera Science Ltd 主催の技能試験 FAPAS (2 項目)

- ・(一財) 日本食品検査主催の技能評価試験 (4 項目)

- ・China NIL Research Center 主催の技能試験 (2 項目)

ウ 11 回にわたる内部監査の実施により、マネジメントシステム要求事項への適合性及び有効性の確認を行うとともに、リスクの再確認による改善に取り組みました。

エ ISO/IEC 17025 の規格要求事項に基づくマネジメントシステムの維持により、認定機関より認定継続の評価を受けました。

③食品衛生研究所の収支バランス改善にむけた取り組み

食品衛生研究所における収入と支出のバランス改善に向け、以下について実施しました。

ア 海外向け栄養表示試験の強化のため、新たにタイ、ベトナム向けの試験の受託を開始しこれまでの 9 地域(米国、EU、香港、韓国、台湾、カナダ、シンガポール、オーストラリア、UAE) から 11 地域に拡大しました。

イ 物価上昇を背景とした適切な検査料金を設定するため、これまで料金の見直しが行われていなかった検査項目や、薬機法関連の項目も含め約 10%程度の値上げを実施しました。

ウ 検査業務の効率化による人材活用の再考として、臨時職員の削減を実施するとともに、各検査担当職員の対応可能な検査項目の拡大(マルチスキル化)を進め、特定職員への業務偏重の解消や受託状況に応じた柔軟な受託体制の構築を図ることで、業務の効率化及び生産性の向上につなげ、安定的な検査受託体制の再整備に取り組みました。

エ 検査機器及び消耗品等のランニングコストを踏まえ、現在の受託検査項目及び売

上に占める構成割合を確認するとともに、効率性や試験技術の継承、試験機器の維持管理費用等を総合的に勘案し、受託検査項目の整理に取り組みました。

④一般社団法人埼玉県食品衛生協会検査センターとの協力・連携

検査受託体制の効率化及び顧客対応力の向上を目的として、一般社団法人埼玉県食品衛生協会検査センターとの間で協力・連携を定める覚書を締結しました。異物検査に関する検査事業案内、器具・容器包装検査の受委託、腸管出血性大腸菌（血清学的検査）の受委託、食品中ノロウイルス検査の受委託等について協力を進めることとしました。

4）食品衛生協会検査機関連絡協議会の運営

令和7年度の本連絡協議会総会は、11月6日（木）山梨で開催され、検査技術や精度管理、検査事業運営等に関連する情報交換と、相互連携のため各食協検査機関の受託強化項目、外部委託項目について情報が共有されました。

〔協議事項〕

- 食品のサルモネラ属菌の検査について
- 自動コロニーカウンターの実務への活用について
- ビタミンCオサゾン法について
- 糖類・ガラクトースの測定について
- 各検査機関の経営状況及び経営改善の為の取組状況について

他 16 項目

〔開催日・会場〕

令和7年11月6日（木） ハイランドリゾート

5）食品等の安全性確保のための調査・研究

①試験法開発及び調査・研究

一般社団法人食品衛生登録検査機関協会の技術検討部会、輸出入食品検査部会、広報部会、微生物作業部会、残留農薬等作業部会、食品添加物作業部会、器具・容器包装作業部会、汚染物質作業部会、栄養成分作業部会、HACCP 作業部会に委員を派遣し、各検査技術研修会等の協力を行いました。

②共同試験等への参加

ア 食品衛生基準科学研究費補助金 食品用器具・容器包装等の食品衛生に係る安全性確保の推進に資する研究分担研究課題「市販製品に残存する化学物質に関する研究」に参加し、溶出試験における試験溶液の調製操作に関する共同試験、スチレン類のHS-GC を用いた相対モル感度（RMS）法によるスチレン類（揮発性物質）の分析法の検討について協力しました。

イ 一般社団法人 長野県農村工業研究所 農業開発研究部主催の「りんご中のプロシ
アニジン類試験方法の妥当性確認のための室間共同試験」に参加し、規格化に向け
た取り組みに協力しました。

ウ 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）主催の肥料等試験法に収載
されている汚泥肥料等を対象とした有機ふっ素化合物（PFAS）の分析法（8.7a 高速
液体クロマトグラフタンデム質量分析法）について、分析法の対象化合物に PFHxS
及び PFNA
を追加するための共同試験に参加しました。

6）食品等の安全性確保のための調査・研究に関する出版物等の発行

①月刊「食品衛生研究」

令和 7 年度は規格基準等改正の解説、機能性表示食品制度に関わる事項、全国食品衛
生監視員研修会優秀演題等、食品衛生に関わる種々の課題、話題について掲載し、発刊
しました（別紙－16、P.56～57）。

（3）輸出食品に関する支援事業【公 3：飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の 発生を防止する事業】

1）令和元年度農林水産物・食品輸出促進緊急対策事業のうち証明書発行等を行う機関の 体制整備支援事業及び令和 2 年度農林水産物・輸入促進対策事業のうち検査機関等の検 査支援事業

令和元年から令和 2 年に農林水産省の補助金を受けて実施した、証明書発行等を行う
機関の体制整備支援事業及び検査機関等の検査支援事業につき、支援した団体より「令
和元年度農林水産物・輸出促進緊急対策事業補助金消費税仕入控除税額報告書」または
「令和 2 年度農林水産物・食品輸出促進対策事業補助金消費税仕入控除税額報告書」の
提出を受け、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の返還が令和 3 年度にされました。
当協会の当該補助金に係る消費税仕入控除税額と返還を受けた補助金について令和 4 年
6 月に農林水産省に消費税仕入税額報告書を提出し、農林水産省よりの返還命令を待つて
いましたが、今年度、返還命令を受け、令和 7 年 11 月 13 日に農林水産省大臣官房に納
付しました。

（4）災害支援事業【公 3：飲食に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止す る事業】

自然災害発生時に被災された方々の衛生管理を支援するために衛生用品を調達し、配
布すること等の災害支援を実施することとし、当事業は、令和 2 年 3 月 4 日付で内閣府
より公益目的事業として認定を受けています。

1) 令和7年8月20日、9月2日からの秋田県の大雨災害による甚大な被害に対する支援

秋田県で発生した大雨災害により、河川の氾濫、浸水・土砂災害による甚大な被害が発生しました。

【衛生用品一覧】

次亜塩素酸ナトリウム溶液、アルコール製剤、マスク

【送付先（1支部2ヶ所）】

秋田県（能代山本、角館）

【衛生用品等協力企業】

株式会社オーヤラックス、サラヤ株式会社／東京サラヤ株式会社

株式会社フードセーフティ企画（梱包・発送作業）

◆公益認定申請書、変更認定申請・変更届のチェックポイントにおいて、事業計画、事業報告で明示し、ホームページで公表するとしている目的

【公1 自主衛生管理体制の推進】

食品衛生指導員活動 （5）相談助言事業

協会が行う養成教育の課程を修了した全国的食品等事業者自らが各都道府県市にある食品衛生協会が管轄する食品衛生指導員となり、食品等事業者に対して、自主的に行うボランティア活動である巡回指導により、食品等事業者の食品衛生に対する自主衛生管理体制の推進を目的とする事業である。自主衛生管理体制の最終受益者は安全な食品等の提供を受ける消費者であることから、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。

食品衛生指導員活動 （3）講座、セミナー、育成

食品衛生指導員を養成・育成する講習会の開催は食品等事業者に対する自主衛生管理体制の推進を目的とする事業であり、自主衛生管理体制の最終受益者は安全な食品等の提供を受ける消費者であることから、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。

顕彰活動及び体験発表 （14）表彰、コンクール

食品等事業者による食品衛生の自主衛生管理体制を推進するために行う表彰事業であり、自主衛生管理体制の最終受益者は安全な食品等の提供を受ける消費者であるから、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。

「食の安心・安全・五つ星」事業 （2）資格付与

「食の安心・安全・五つ星」事業は食品等事業者の自主衛生管理体制の推進を目的とした事業であり、自主衛生管理体制の最終受益者は安全な食品等の提供を受ける消費者であることから、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。

【公2 食品衛生知識向上のための普及啓発】

指導・助言事業 （5）相談、助言

食品衛生知識向上のための普及啓発を最終目的とし、中小または零細の事業者の他、全国展開する中規模以上のレストランや食品製造工場等からの要請に応じて専門家（大学にて食品衛生に関する科目を修めた者、またはそれと同等の知識を有する者であって、食品衛生に関する実務経験を有する）を派遣し監査・指導・助言（HACCP導入を含む）を行い、また専門家を講師として派遣し食品衛生の指導・助言を行うこと、電話相談室を設け消費者

の相談に応じることを目的とする事業であり、この普及啓発の最終的な受益者は安全な食品等の提供を受ける消費者で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。

啓発事業 (3) 講座、セミナー、育成

食品衛生知識向上のための普及啓発を最終目的とし、食品衛生に係わる講習会（座学の他、状況に応じてeラーニングやwebを活用する）の開催により、事業者、消費者に対する、食品衛生知識の啓発を目的とする事業であり、この普

及啓発の最終受益者は安全な食品等の提供を受ける消費者であることから、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。

啓発事業 (18)上記の事業区分に該当しない場合

食品衛生知識向上のための普及啓発を最終目的とし、食品衛生に係わる手に取りやすく簡易な書籍、ポスター、リーフレットを販売し、事業者、消費者に対して、食品衛生に関する知識の啓発を目的とする事業であり、この普及啓発の最終受益者は、安全な食品等の提供を受ける消費者であることから、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている

啓発事業 (5) 相談、助言

食品衛生知識向上のための普及啓発を最終目的とし、食品衛生に係わる講習会の開催及び消費者イベントや展示会においてブース内に相談コーナーを設ける等、事業者及び消費者に対する食品衛生に関する知識の啓発を目的とする事業であり、この普及啓発の最終受益者は、安全な食品等の提供を受ける消費者であることから、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。

啓発事業について (8) キャンペーン、〇〇月間

食品衛生知識向上のための普及啓発を最終目的とし、食品等事業者や消費者に対し食品衛生思想の普及・啓発等を目的とした食品衛生月間への協賛及びノロウイルス食中毒予防化期間を設定し、それに伴う諸事業を行うことを目的とした事業であり、その普及啓発の最終受益者は安全な食品等の提供を受ける消費者であることから、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。

情報提供事業について (18)上記の事業区分に該当しない場合

食品衛生知識向上のための普及啓発を最終目的とし、ホームページ、メールマガジン等で食品衛生知識・最新の食品衛生施策を適時に提供することを目的とする事業であり、この普及啓発の最終受益者は安全な食品等の提供を受ける消費者であることから、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。

【公3 飲食等に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止する事業】

人材育成事業について (3) 講座、セミナー、育成

飲食等に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止することを最終目的とし、高度な食品衛生管理が求められ、食品製造施設に設置が義務づけられた食品衛生のための資格取得に必要な講習会及び食品製造施設の従業員等が、より高度な食品衛生管理技術を習得するための資格の講習会並びに食品輸入等で関係の深いアジア諸国等の食品衛生行政官や食品団体関係者等のための講習会や食品検査の技術研修等を行うこと（講習会等は、座学の他、状況に応じてeラーニングやwebを活用する）により、公衆衛生の向上に寄与する人材を育成すること、食品衛生業務に指導や助言が行える食品衛生管理士の認定を目的とする事業であり、その人材育成の最終受益者は安全な食品等の提供を受ける消費者であることから、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。

人材育成事業について (2) 資格付与

飲食等に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生を防止することを最終目的とし、HACCP普及指導員（旧食品衛生管理士）に資格を付与し、食品衛生業務に指導や助言が行えるようにすることで、事業者や製造現場において食品衛生の向上を図ることができる人材育成を目的とする事業であり、その資格付与の最終的な受益者は

安全な食品等の提供を受ける消費者であることから、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。

食品検査・調査・研究事業 (1) 検査検定

飲食等に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生の防止を最終目的として、国内に流通する食品等が、食品衛生法、薬事法、水道法等に定められた基準に適合しているかの検査を行い食品等の安全性を確保することを目的とする事業であり、その検査の最終的な受益者は安全な食品等の提供を受ける消費者であることから、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。

食品検査・調査・研究事業 (6) 調査、資料収集

飲食等に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生の防止を最終目的として、海外の食品衛生に関する行政機関等の視察における調査、情報収集及び検査に係わる研究を公表することにより食品等事業者及び検査業務従事者の食品衛生の向上を図ることを目的とする事業であり、その調査・研究の最終的な受益者は安全な食品等の提供を受ける消費者であることから、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。

食品検査・調査・研究事業 (18) 上記の事業区分に該当しない場合

飲食等に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生の防止を最終目的として、検査業務にかかわる試験法等の研究や国内外の行政機関を視察し、食品衛生に係わる調査を実施しその成果を出版物やホームページで公表することを目的とする事業であり、この研究・調査結果の最終的な受益者は安全な食品等の提供を受ける消費者であることから、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。

輸出食品に関する支援事業 (18) 上記の事業区分に該当しない場合

飲食等に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生の防止を最終目的として、輸出食品の証明書発行等を行う機関の体制整備及び輸出事業者支援を行う事業であり、この事業の最終的な受益者は安全な食品等の提供を受ける消費者であることから、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている

災害支援事業 (18) 上記の事業区分に該当しない場合

飲食等に起因する中毒、感染症及びその他の危害の発生の防止を最終目的として、自然災害発生時に、被災された方々の衛生管理を支援するために、使い捨てマスク、手洗いスプレー、ハンドジェル、濡れティッシュ等の衛生用品を調達

し、配布すること等の災害支援を実施して被災された方の衛生状態を改善し、中毒や感染症の拡大を予防する事業であり、この事業の最終的な受益者は被災された方々であることから、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的としている。

◆公益認定申請書、変更認定申請・変更届にて、ホームページで明示するとしている事項

顕彰活動及び体験発表 (14) 表彰、コンクール

表彰基準を事業計画等で明らかにするとされており、ホームページにて明らかにしている。

「食の安心・安全・五つ星」事業 (2) 資格付与

五つ星各項目の付与の基準についてはホームページに公開している。

啓発事業について (8) キャンペーン、〇〇月間

食中毒予防、ノロウイルス食中毒予防強化期間)は事業計画、事業報告において明示し、ホームページで公開している。

Ⅲ 令和 7 年度 収益等事業報告

1. 会員のための保険業（認可特定保険業）

「あんしんフード君」の普及推進については、各支部の重点事業として捉え、消費者保護及び会員の経営安定のため取り組んでいます。

令和 7 年度は、「あんしんフード君」の目標件数の設定や加入増強推進費の新設により、本制度の普及を中心とした推進活動を展開しました。

令和 7 年度の加入状況は、「あんしんフード君」「食品営業賠償共済」支部実績一覧表（別紙－17、P. 58）のとおり、全国 257, 425 件（前年度対比 4, 950 件減少）です。そのうち、全体加入件数の内訳として「あんしんフード君」の加入件数（「スーパーあんしんフード君 4, 570 件」を含む）は 147, 262 件（前年度対比 4, 070 件増加）、目標件数に対する達成率は 55. 6%です。

また、共済金支払い状況については、997 件（前年度対比 26 件減少）の事故に対し、387, 896, 537 円（前年度対比 9, 336, 026 円増加）を支払いました。

食中毒事故等の生産物賠償事故については、288 件、188, 683, 921 円を支払いました。特に、ノロウイルスによる共済金支払いは 104 件、115, 280, 321 円を支払い、前年度に比べ事故件数 36 件、共済金 47, 931, 630 円増加しました。

「あんしんフード君（食品営業賠償共済を含む）」の附帯制度である火災見舞金の支払い状況については、94 件（前年度対比 9 件減少）の事故に対し、6, 280, 000 円（前年度対比 480, 000 円減少）を支払いました。

（1）「あんしんフード君」・「食品営業賠償共済」の普及推進事業【他 1：会員のための保険業（認可特定保険業）】

1）「あんしんフード君」目標件数の設定

令和 7 年度は、「あんしんフード君」全体目標件数について、2 事業年度前の「食品営業賠償共済」加入実績（あんしんフード君を含めた全体件数）として設定し、基準会員数により按分し各支部に割り当てて推進しました。なお、目標件数達成にともなう各支部への報奨金は、総額 7, 950, 000 円です（別紙－18、P. 59）。

2）「あんしんフード君」推進強化期間の実施

「あんしんフード君」の加入促進のため、「あんしんフード君」加入増強推進費を新設しました。年度末実績に応じて下記の基準にて交付します。なお、令和 7 年度末実績での各支所への交付額は、総額 3, 909, 000 円です（別紙－19、P. 60）。

【交付基準】

- ①「あんしんフード君」増加件数 1 件あたり 500 円

②全体加入件数 100 件以上の食協において「あんしんフード君」加入割合が 80%以上の場合、30,000 円。ただし、前年度と比較し「あんしんフード君」加入件数が減少した場合は対象外とする。

3)「あんしんフード君」制度説明会の開催

令和 7 年度「あんしんフード君」制度説明会を支部・支所事務職員を対象として全国 4 会場で開催しました。

<カリキュラム>

- ・「あんしんフード君」制度概要について
- ・「食品営業賠償共済」Web 受付システムの活用と推進方法について
- ・「火災共済」「業務災害補償保険」の制度概要について

【参加者】300 名（延べ 264 支部・支所）

開催日	会場	出席者数
令和 7 年 11 月 17 日(月)	東京都台東区・食品衛生センター	93 名
令和 7 年 12 月 5 日(金)	福岡市・福岡生活衛生食品会館	67 名
令和 7 年 12 月 8 日(月)	京都市・京都商工会議所	78 名
令和 7 年 12 月 12 日(金)	仙台市・TKP ガーデンシティ PREMIUM 仙台西口店	62 名
合 計		300 名

4)「あんしんフード君」「食品営業賠償共済」推進チラシの作成

新たな推進ツールとして、制度内容を紹介する動画を掲載したチラシや、「食品営業賠償共済」Web 受付システムを活用したチラシ作成ソフトを作成し、従来よりも幅広い推進活動ができるよう提案しました。

5)「あんしんフード君」キャラクター、ロゴを用いた推進用品の作成

「あんしんフード君」を幅広く周知し推進を強化するため、推進用品としてボールペン（あんしんフード君名入り）を 59,500 本作成し、支部・支所へ配布しました。

6)「ノロウイルス食中毒予防強化期間」における「あんしんフード君」の推進について

ノロウイルス食中毒予防強化期間において、食中毒予防啓発活動を図るとともに食中毒事故発生時における会員のリスクマネジメントとして「あんしんフード君」の推進を図ることを目的に、下記の加入促進用品を作成配布しました。

○シャボネット薬用ハンドソープ（あんしんフード君名入り）

各支部支所で開催されるノロウイルス食中毒対策講習会等で使用いただくため、各支部に対し、合計 10,000 個を配布しました。

7)「あんしんフード君」「食の安心・安全・五つ星」事業普及啓発用フラッグの作成

「あんしんフード君」及び「食の安心・安全・五つ星」事業の更なる推進を図るため、店頭啓示用フラッグ（あんしんフード君キャラクター、五つ星ロゴ入り）を作成配付しました。

<配布要件>

- 「HACCP 型五つ星事業」参加店であること
- 「あんしんフード君」加入店であること

8)「食品営業賠償共済加入者未計上明細書」による継続漏れ確認の実施

「食品営業賠償共済加入者未計上明細書」を以下のとおり、各支部・支所に送付しました。

第1回 令和7年 5月（10月1日～3月15日共済開始分）

第2回 令和7年 11月（1月1日～9月15日共済開始分）

第3回 令和8年 2月（8月1日～12月15日共済開始分）

(2) 推進会議等の補助について【他1：会員のための保険業（認可特定保険業）】

「あんしんフード君」推進のために支部が開催する推進会議に対して、会議費補助を実施しました（延べ20か所、600,000円）。

(3) 各種交付金について【他1：会員のための保険業（認可特定保険業）】

1)「あんしんフード君」・「食品営業賠償共済」支部・支所事務費

平成25年度より「あんしんフード君」共済掛金の23%、「食品営業賠償共済」共済掛金の22%として支部支所事務費を交付しています（消費税は内税）。

令和7年度「あんしんフード君」「食品営業賠償共済」支部・支所事務費については、総額477,939,060円支払いました。

2)「食品安全対策補助費」の交付

「食品安全対策補助費」については、令和7年6月付けで各支部に対し、総額30,000,015円を交付しました。

3)「食品営業賠償共済」推進対策費の交付

「あんしんフード君」・「食品営業賠償共済」の満期案内はがき通知等に係る継続対策のため、前年度の加入件数に対し1件当たり100円を年2回「推進対策費」として支部宛一括交付しています。令和7年度は6月と9月の2回に分け、総額26,231,400円を交付しました。

4)「食品営業賠償共済」Web 受付システム移行にかかる補助金

「食品営業賠償共済」Web 受付システムを利用して、実績管理や案内等を実施している支部及び共済加入手続き等を実施している支所に対して総額7,476,000円の補助金を交

付しました。

(4)「食品営業賠償共済」Web 受付システムの改善【他 1：会員のための保険業（認可特定保険業）】

令和 6 年度に導入した「食品営業賠償共済」Web 受付システムの利便性及び操作性の向上のため、システム改修を行いました。

(5) その他【他 1：会員のための保険業（認可特定保険業）】

- ・「食品営業賠償共済・共済金支払い資料集」の作成
- ・「食の安心宣言ステッカー」の作成

2. 所有する不動産の管理運営に関する事業

(1) 浅草・食品衛生センター、食品衛生研究所の管理【収 1：所有する不動産の管理運営に関する事業】

1) 浅草・食品衛生センターの管理運営

①賃貸部分

地階 駐車場

1 階	96.04 平方メートル	株式会社三栄
2 階	310.12 平方メートル	株式会社水野プロダクション
3 階	335.33 平方メートル	株式会社水野プロダクション
4 階	131.45 平方メートル	一般社団法人東京都食品衛生協会
	198.86 平方メートル	東京食品販売国民健康保険組合
5 階	86.64 平方メートル	一般社団法人東京都食品衛生協会
	131.18 平方メートル	東京食品販売国民健康保険組合
	112.49 平方メートル	東京食品福祉厚生事業団
6 階	講堂及び小会議室	
7 階	97.10 平方メートル	株式会社フードセーフティ企画
	24.00 平方メートル	東京サラヤ株式会社
	65.16 平方メートル	一般社団法人全国公私病院連盟
	60.14 平方メートル	株式会社公私病連共済会
	13.90 平方メートル	日本食品洗浄剤衛生協会
	39.70 平方メートル	公益社団法人日本食品衛生学会
8 階	施設利用	日本食品衛生共済協同組合
	施設利用	一般社団法人消費者市民社会をつくる会

②公益社団法人日本食品衛生協会使用部分

6 階	322.90 平方メートル	講堂及び小会議室
8 階	322.90 平方メートル	事務局

2) 食品衛生研究所の管理運営

1 階	559.76 平方メートル	検査事業部
2 階	584.64 平方メートル	微生物試験部
3 階	504.14 平方メートル	検査事業部、講堂、会議室
	48.82 平方メートル	一般社団法人食品衛生登録検査機関協会
4 階	552.96 平方メートル	化学試験部
5 階	552.96 平方メートル	化学試験部
6 階	552.96 平方メートル	技術研修室
7 階	552.96 平方メートル	東京サラヤ株式会社
8 階	15.00 平方メートル	動物飼育室

3. その他の事業

(1) 食品衛生関連頒布品の販売【収2：その他の事業】

食品衛生関連の頒布品として「ATP 検査機器」、「ATP 試薬」、「手洗いチェッカー」、「汚物の処理ツール BOX」、「汚物の処理キット」、「バーグラフ温度計」、「イージーチェック芯温度計（中心温度計）」を頒布し、支部・支所において活用されました（別紙-20、P.61）。

(2) 全国食品衛生主管課長連絡協議会への支援【収2：その他の事業】

都道府県市・特別区の食品衛生主管課長で構成される「全国食品衛生主管課長連絡協議会」の事務局の委託を受け、総会、ブロック幹事会の開催に協力しました。

(3) 食品衛生協会の組織認知度向上について【法人会計】

1) AC ジャパン 2025 年度支援キャンペーン

日食協が申請した「正しい手洗い習慣の普及推進」を目的とする啓発活動が、公益社団法人 AC ジャパンの 2025 年度支援キャンペーンの採択を受け、『みんなを守る てあらウィ〜!』をテーマとするテレビ・ラジオ CM、交通広告等が実施されました（製作費用等 2,177 万円）。これに伴い、以下の広報活動を展開しました。

①啓発ポスター（B3 判）

「てあらウィ〜!」のグラフィックを利用した啓発ポスター（B3 判）を制作し、支部支所、特別会員、ノロウイルス食中毒予防強化期間事業の協賛団体・企業等に対し、合計 10,007 部を配布しました。配布したポスターは、手洗い教室や講習会会場、保健所等

の関係機関において掲示され、普及啓発に活用されました。

②T シャツ、ステッカーの制作・配布

手洗いマイスター活動の活性化に向け、T シャツ及びステッカーを制作・配布しました。T シャツは1,250枚を食品衛生指導員全国大会における記念品としたほか、支部支所において活用いただきました。ステッカーは、子ども向け手洗い教室の参加者用として、手洗いマイスターKids「てあらウィ〜！」ステッカー15,000枚を制作・配布しました。

③その他

支部支所の会報誌等への掲載を行うとともに、月刊「食と健康」及び「日食協ニュース」を通じて周知を図りました。

2) デジタルコンテンツの展開

①特設サイトの開設

日食協ホームページ内にキャンペーン専用の特設サイトを開設し、家庭や子どもを対象とする手洗いマニュアルなど、実用的な教材をデジタル化して提供しました。キャンペーンの効果を測ることを目的に、特設サイトへのアクセス状況や検索キーワード等の分析を行ったところ、キャンペーン開始直後の7月には特設ページへのアクセス数が2,051件を記録し、全国47都道府県からアクセスが確認されました。また、「てあらウィー」「手洗いマイスター」「日本食品衛生協会 手洗い」等のキーワードによる検索流入もみられ、支援キャンペーンを契機とした関心喚起と日食協ホームページへの誘導効果が認められました。https://www.n-shokuei.jp/news/2025/ac.japan_campaign.html

②公式X（旧 Twitter）の運用

リアルタイムな情報発信及び広報展開の強化を目的に、公式アカウントを開設しました。食品衛生関連の情報ははじめ食品衛生クイズ、食に係る豆知識、AC ジャパン支援キャンペーンに係る情報等を随時発信し、情報発信の充実を図りました。

IV 法人の運営体制の充実を図るための取組

〔ハラスメントに対する予防及び仕組づくり〕

ハラスメントに対して、就業規則に禁止及び防止を規定し（令和5年9月1日）、内部通報体制を整備しました。また、相談窓口を内部及び外部（弁護士法人匠総合法律事務所）に設置し、職員に文書にて通知しています（令和5年12月〜）。

V 令和7年度 事業報告の附属明細書

該当事項がないため、記載を省略。